

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
6月10日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

保安林の指定(森林整備課)……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………



山口県告示第百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ころ吉訪問診療クリニク	宇部市ひらき台一丁目一六番六号	令和四、三、三一
医療法人飛考会山口大野内科消化器内科	山口市平井二九八の六	〃 〃 〃
小児科柳澤医院	〃 小郡御幸町七番五号	〃 〃 〃
村本医院	〃 中央二丁目六番一〇号	〃 〃 〃
山手内科外科医院	岩国市山手町二丁目一八番八号	〃 〃 〃
中原医院	周南市青山町四の一三	〃 〃 〃

医療法人緑山会鹿野博愛病	〃 大字鹿野下一一六一の一	〃 〃 〃
医療法人藤田医院	〃 熊毛郡田布施町大字宿井一〇二二	〃 三、三一
ひろ薬局	〃 宇部市東小羽山町一丁目一〇番七号	〃 〃 〃
にこにこ薬局	〃 岩国市南岩国町四丁目五九番二三	〃 〃 二九

山口県告示第百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ころ吉訪問診療クリニク	宇部市ひらき台一丁目一六番六号	令和四、四、一
かのう歯科・耳鼻咽喉科クリニク	下松市北斗町六番二号	〃 〃 〃
鹿野博愛診療所	周南市大字鹿野下一一六一の一	〃 〃 〃
山中医科歯科クリニク	大島郡周防大島町大字久賀五三六八の一	〃 〃 三、一八
アイテル薬局下松北斗店	下松市北斗町六番四号	〃 〃 五、一
南岩国えきまえ薬局	岩国市尾津町二丁目二二番一〇号	〃 〃 四、二八

山口県告示第百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和四年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 保安林の所在場所
 - 長門市仙崎字坪谷一〇九四九の二、字休場一〇九六一の二、字ヨモジガマ一〇九六一の三、字赤尾一〇九六一の四、字塩方一〇九六一の五、字百合野一〇九七三の一
- 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市仙崎字赤尾一〇九六一の四(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、綾羅木県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和四年六月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 綾羅木県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 下関市綾羅木新町二丁目一番地一
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上四階建	一、二九三平方メートル	二〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

令和四年六月十日印刷
令和四年六月十日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建設工業業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和四年六月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)(を使用して提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出期間及び時間

令和四年六月二十八日から同年七月一日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和四年七月十五日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三一一八七〇)にすること。